

## 山梨県災害福祉支援ネットワーク会議設置運営要綱

### (目的)

第1条 大規模災害時等に要配慮者への福祉支援を円滑に行うため、山梨県災害福祉支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置するとともに、その運営に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害  
災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害
- (2) 要配慮者  
高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者
- (3) 福祉支援  
避難生活の早期段階からその福祉的ニーズを把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援すること
- (4) 山梨県災害派遣福祉チーム  
福祉専門職等により構成され、大規模災害発生時に、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）、在宅、自家用車及び被災した社会福祉施設等その他地域において要配慮者を支援するチーム（以下「山梨DWA T」という。）
- (5) チーム員  
山梨DWA Tを構成する者

### (協議内容)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 山梨DWA Tに関すること
  - ア チーム構成、派遣及び受援等の活動に関すること
  - イ チーム員の登録及び研修・訓練に関すること
  - ウ 関係機関・団体等との連絡・情報に関すること
  - エ 山梨DWA Tの周知、啓発に関すること。
  - オ その他山梨DWA Tの派遣に関して必要な事項に関すること
- (2) その他災害時等における福祉支援に関して必要な事項に関すること

(構成)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

2 構成団体を新たに追加する場合は、現構成団体の意見を聞いた上で、ネットワーク会議事務局が決定する。

3 ネットワーク会議に会長を置き、山梨県福祉保健部福祉保健総務課長をもって充てる。

4 会長はネットワーク会議の会務を総理する。

5 ネットワーク会議に副会長を置き、山梨県社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 ネットワーク会議の活動に関して検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、会長がこれを招集する。

2 ネットワーク会議は、構成団体の過半数の出席により成立する。

3 構成団体のほか、会長が必要と認める者をネットワーク会議に参加させることができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議事務局は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課に置く。

(個人情報の保護)

第7条 ネットワーク会議の運営にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、事務局の責任において、適切に取り扱うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

この要綱は、令和7年12月25日から施行する。

別表（第4条関係）

福祉施設関係団体	山梨県社会福祉法人経営者協議会
	山梨県知的障害者支援協会
	山梨県身体障害者施設協議会
	山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク
	山梨県老人福祉施設協議会
	山梨県老人保健施設協議会
	児童養護施設部会
	山梨県保育協議会
	日本保育協会山梨県支部
福祉関係職能団体	一般社団法人山梨県社会福祉士会
	一般社団法人山梨県介護福祉士会
	一般社団法人山梨県介護支援専門員協会
	山梨県精神保健福祉士協会
	山梨県医療ソーシャルワーカー協会
その他団体	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
	山梨県